

一定の権限を分権できないものかというふうに書かせていただいておりますが、生協の主体性をどのように担保するかという意味では、どのような見直しを想定しているのかお伺いしたいところです。

それから7ページの(5)ですが、前回も私はすごくここにこだわったわけですが、品川委員ともいろんな意見交換をさせていただいて、「連合会の経営基盤をさらに安定的なものにする」という、連合会会員の1会員の出資口数の限度の撤廃ということです。これに関しては諸事情はお伺いしていますし、事務方にも質問させていただいていますが、生協の一人一票の原則を考えるなら、その一票の重さの違いがここで出てしまっただけというふうには私は非常に懸念していて、代替案はないのかと最後までこだわっているところですので、この見解を、こうしなければならないという見解を事務方の方にお伺いしたいと思っています。

とりあえずそういうことですが、今日ペーパーを出させていただきました。3点出させていただきました。60年ぶりの生協法改正ということですが、組合員の中には生協法制定当初から入っている人がいて、今もう80、90になっている。現実的にはそういう人たちがいるので、その人たちの人生も含めて、あってよかったなというふうに、今回見直ししたいという意味では、その公共性がさらに広がることを望むという意味で3点書かせていただきました。

一つには、日本における生協の中間支援組織をつくれないものかということを書かせていただいております。論点としては3つ書かせていただいておりますが、一つは、社会的な必要性の位置づけを再認識すると同時に、国際的にも世界の協同組合のリーダーシップも発揮し、民間外交の役割も果たしてきている。さらに、市民の生活スタイルの変化にも、行政システムでは対応し切れない地域のさまざまな問題にも細かく対応してきていると思っています。そういう意味で、国が監督する協同組合の権限範囲と、地域生協の運動と事業の連合体である日本生活協同組合連合会をナショナルセンターとして位置づけたときに、そこに責任と権限の分権、あるいは何か明確化することで、より主体的な地域に根づいた活動ができることを望みます。それは結果として、言葉は非常に難しいですけども、生活の安全保障と書かせていただいておりますが、地域でのセーフティネットをつくる一つの組織として活用できる可能性は十分に持っている組織だと思っています。

それを踏まえて、共助の仕組みとしての地域生協の役割ということで書かせていただきました。2番目です。介護保険法施行後、福祉のサービスは増大しました。それは株式等さまざまな事業体が参入してきたことによって、かなり量は確保できたし、質の確保もそれに伴い、情報の公表等、評価というものも言えるようになってきました。やっと選ばれる量が確保できて、評価ということができたわけですが、一方で、社会化したことのメリットと、もう一つ懸念されるのは、市場化されることによって福祉の領域に経済の合理性が強くなってしまうと、経済的・社会的弱者に対しての福祉がどのように

担保されるかの議論がおろそかになる可能性もあります。そういう意味で、生協がつくってきた共助の仕組みづくりを一つのモデルとして、地域版の安全保障制度のようなものをつくる一つの機関としての役割をぜひ考えていただきたい。これは高齢者問題だけでなく、既に多重債務や教育問題、教育問題というのは引きこもりも含めて、いじめも含めて取り組んでいる、家庭内暴力の問題もあるということをぜひ考えていただきたいという意味です。

3つ目ですが、この委員会ではなかなか議論し切れなかったんですが、福祉の活動資金の確保ということをお願いしていたのは本当にうれしく思いましたけれども、自助・共助を持続可能にする資本の形成を何らかの形で図れないかなと思っていますので、生協の役割として、さらに公共性・公益性の高い法人としての位置づけをさらに高めてもらい、その税制の優遇が揺るぐことなく維持されていって共助の仕組みが持続可能になることを望むということを最後につけ加えさせていただきます。

以上です。

○ 清成座長

はい、どうも。そのほかの委員の方々の御意見を伺った上で、事務方の方で回答すべき点がありましたら御発言いただきたいと思います。

○ 土屋委員

幾つかあるんですけども、まず1ページの2つ目の「○」で、「社会福祉法人等や公益法人、NPO法人に次ぐ存在として位置づけられる」と書いてありまして、そのとおりだと思うんですけども、それはなぜかというのを少し書いていただいた方がいいんじゃないかなという気がします。そのことは11ページのところで(1)の3つ目の「○」のところで、「非営利性を高めるための見直しを行う」というふうにされていて、1ページに列挙されているのも非営利の組織なり法人でありますけれども、生協の場合も全体として非営利の組織ですので、医療とか福祉について非営利性を高めるというのは、全体として非営利の組織だということとうまく整合しないんじゃないかなと思いました。むしろ、医療とか福祉については公共性とか公益性とか、そういう観点で説明した方がいいのではないかな。

なぜそう思ったかといいますと、公益法人制度の改革の議論がずっとあって、制度化もされたんですけども、その中で今の公益法人、全部非営利でありますけれども、その中で実際に内容等を見ると公益性のあるものと、公益とまでいけなくて共益のような形でとどまっているものでありますとか、事業の内容が公益的かどうかとか、そういう観点で整理がされてきたということがありますので、そういうことも参考にさせていただいて整理してもらった方がいいのではないかなと思いました。

それから4ページなんですけれども、一番下の「○」に、「業務執行機関である理事

会やそれを構成する理事には」という表現があって、同じような表現が何回か出てまいります。4ページのところは現状のことを指されているのでこれでもいいのかなという感じがするんですけども、監事の強化との関連で述べられているところが後で出てきますけれども、今の理事会とか理事と、ここで提案されているのは理事会の法定化と代表理事制の導入なので、そうすると業務執行機関である理事会やそれを構成する理事というのは、代表理事制のもとでは変わってくるんじゃないか。理事の中でも理事会の構成員たる理事と、代表理事だとか、業務執行理事だとか、業務執行をする理事に分かれてくるんじゃないか。理事会の方はむしろ監督機能みたいなものをしっかりやってくれるのかどうかというふうな形になるのではないかなと思います。

それから11ページ、先ほど申し上げたことの続きのようにもなるんですけども、(1)の3つ目の「○」の中で、「医療・福祉ごとに区分して経理」をして、「資金移動は行わない」、あるいは、「剰余金の割り戻しを禁止する」ということが書かれています。一番上の「○」では、「医療・福祉は公共性の高い事業であり」、「蓄積された資源などは医療や福祉の継続性に使用されることが望ましい」と書かれていることは、これを考え方なり、規範のような形で考えるのはそのとおりと思うんですけども、具体的な会計のところにとりつけてやろうとしますと、じゃあどういふものであればこのとおりになるのか、そのことが必ずしも明確にはならないのではないかなと。ですので、これを会計上の規制として考える場合に、厳格な形ではなかなかやれないのではないかなと思います。3つ目の「○」で、「対象となる事業に係る剰余金」とありますけれども、一番下の(4)には「繰越義務のある剰余金」とありまして、同じ剰余金ですけども、ここは中身が同じものを指してないんじゃないか。下の方の剰余金というのは生協全体の処分前の剰余金を指しているんじゃないか。上の方は、私の推測ですと、医療とか福祉とかという事業から出てくる、農協の場合ですと事業利益だとか言ってるんですけど、そういう事業にかかわる剰余ではないかなと。そんなことで、同じ剰余金でも中身が違うのかなという気がしております。

それから14ページでありますけれども、(5)透明性(外部からの監視)という中で、一定以上の共済事業を実施するところについては外部監査の義務づけということが書かれています。一般企業の場合、外部監査といいますと、上場企業などに対する法定監査の問題があって、それについては継続企業的前提がおかしいとか、そういう場合は不適正意見が出されてますけれども、それ以外についてはそういうことは普通はない。上場企業の場合は、監査をしますと、間違っていれば修正をして正しい財務諸表をつくらせると。不適正意見が出されますと上場廃止になりますので監査人の言うことを聞くというふうになっています。ただ、会社法の大会社に係る監査の場合は、実は相当数の不適正意見が出されていて、それは不適正意見を出してもらっても痛くもかゆくもないということなのかわかりませんが、そういうことが現実にあるということですね。それで、私ども農協の場合は中央会が外部監査を農協法上位置づけられておりまして、500

人の専任の職員をこれに充てて監査をやっています。そこでは必ず財務諸表の修正をさせることもやっていますし、もし経営状況の問題があればその改善もやらせるということになってるんですが、生協の場合にそういうようなことが、簡単ではないと思うんですけれども、全く不可能なのかどうか、そういうこともお聞きしたいなと思います。

○ 清成座長

はい、ありがとうございます。両先生、いかがでしょうか。

○ 大塚委員

私の意見は共済に集中しているんですが、共済代理店の話がこの委員会では余り論議されないままで、ここで整理していただいて出てきたところですので、ここで本質にかかわるということに資料をいただいてから気づきまして、端的に申し上げますと、例えば購買事業で、生協で購入してもらったものの配送をクロネコヤマトに頼めるかということ、何かちょっと違うものがあるような気がするんですね。生協はその事業を推進する上で、その事業推進をアウトソーシングできるかという本質的な問題がまずあって、できないことはないと思うんですね。コストの問題で生協のトラックをどうしてもそっちへ持っていけないから、そこを縦横に走っている佐川に任せるとか、そういうことはあると思うんですが、全体的に配送はクロネコヤマトとか佐川とか、全部アウトソーシングすると、やはりこれは協同組合制に抵触するところがあるんじゃないかなという気がするんですね。

購買事業でまさかそういうことはしないだろうし、生協の品物をダイエーで売ってもらうとかそういうこともないと思うんですね。この共済代理店の話は、もしかすると生協の共済という商品を損害保険会社がやっているような代理店に任せるということで、ちょっと踏み越えてしまうとアウトソーシングになっちゃうんじゃないかなという本質にこの間気づきまして、資料2を見て気づいたんですけど、資料2の12ページに、一番上に共済代理店に関する規定の整備というのがありまして、「共済代理店の設置に関する組合のニーズがあること及び組合の委託を受けて業務の一部または全部を行う者に対しても共済推進時に禁止される行為に関する規定が適用されることが必要である」と。このことから、共済代理店に対する規制というのは、現在の保険業法の300条に係るような募集のときの不適正募集のようなことを共済代理店にかけようというふうに進んでいるように見受けられるんですが、その前に、共済の販売がアウトソーシングできるのかなと。購買の配送を佐川に任せるとおかしいと感じるように、共済も全く外部の代理店にぼんと任せるのは、どうも全面的アウトソーシングは違和感があるんじゃないかと思うんですね。ですから、共済代理店に関する規定の整備というのは、まず1番目に、どういう場合に共済代理店が使えるのかという規制があって、もしそれを任せられたらさ、業法と同じ規制がかけるのさというふうに進んで2段階になるんじゃないかなという疑問

に気づきまして、そうすると、共済代理店設置に関する組合のニーズというのは、どう
いう生協がどういうニーズがあるかというのは僕も正確には把握してないんですが、そ
のニーズの限りにおいてというのがまずあるのかなと思うんです。それがまず第1点で、
こちらはかなり協同組合の本質にかかわる事業のアウトソーシングということにつなが
ってしまう問題だと思います。

それからもう一つなんですが、これは簡単な話です。資料1の15ページで、契約条件
の変更、予定利率の引き下げ等ですね。予定利率の引き下げって明確に入ってしまった
ので、結構どきっとするところがあるんですけども、これは保険業法の中には
大変どきっとする問題だったわけですし、保険会社が破綻するくらいだったら予定利率
を引き下げていいんじゃないのといって、ぎりぎりまでいってどこもやらなかったとい
う、救われたという経緯がある問題でして、契約条件の変更を今回設けることについて、
以前私が申し上げた点からいうと、協同組合の共済であるという特徴からするとこれが
できるのが本質なんです、予定利率の引き下げ等というのは条文には入らないんです
よね。予定利率の引き下げと入れちゃうと問題がすりかわって、どきっとする問題にな
る恐れがあるので、契約条件の変更に関する規定というのは、共済事業の中に入れざる
を得ないんだろうけども、共済事業特有の話ではなくて、協同組合だからやれるとい
うような書き方をした方がいいのではないだろうか。今は条文についての名案がござい
ませんので、後でもうちょっとよく考えますので、また事務局の方に御提言申し上げよ
うと思います。

私は以上2つです。

○ 清成座長

山下委員、どうぞ。

○ 山下委員

おおむねこの検討会の御議論をうまく反映していただいておりますので結構かと思
いますが、共済のところの兼業規制をどうするかというのが一番重要な問題で、ここ
では13ページで、規模が一定以上という切り口などで、認める場合とそうでない場合とい
うのがあろうと。そのまとめは意見集約としてはそういうことかなと思います。兼業
を認める場合に、その弊害をどうやってうまく抑えていくか。それは健全性に関する事
項等で、導入すべき規制のことがいろいろ書いてあって、その中で解決されていくか
とは思っているんですが、兼業を認める場合に、準備金であれ、ソルベンシーマージン
であれ、いろいろ難しい問題がありそうだなということで、兼業を認めるということを前
提としてその弊害が出ないような規制を工夫すべきであるという、そういうことは明確
にしておいた方がいいかなと思っている次第でございます。

大塚委員が御指摘の代理店の話はなかなか難しいところがあって、要するに代理店の

チャンネルで何をしたいと考えているのか、そこがまず明らかにならないと。大塚委員が言われたように、一定の目的があるのであれば、それを法律に書くのかとかそういうことになっていくかと思うんですが、その必要があるのかどうか、まずどういうことで代理店のチャンネルが考えられるか、その認識を全員で共有しておいた方がいいかなという気がいたします。

以上です。

○ 清成座長

随分本質的な論点が幾つか出てきてると思うんですね。小川委員が最初におっしゃった生協の存在意義、それとかかわるんですが、土屋委員が御指摘になった公共性ということですね。生協が提供するサービスというのは実は公共財ではなくて私的財なんですよ。公共財というのは、公園だとかその辺の道路のようにだれでも使える、排他性がない、コストを払わなくてもいいということですよ。だけど生協で何かものを買おうとすれば組合員にならなきゃならない、コストを払わなきゃならないという点があって、だから公共財ではないんですね。公共財でないにもかかわらず公共性を持つというのはどういうことなんだろうかと、その説明が生協さんの側から必ずしも十分にできてないんですね。そこをどう考えるのか。

例えば、山下先生の所属する東京大学は国立大学法人であると。国立だから東京大学の提供する教育サービスは公共財かということ、そうじゃないですよ。授業料払わなきゃいけないし、まず入試に合格しなきゃならないと。だから完全に排他性があるんですよ。私的財にかなり近いものなんです。にもかかわらず東京大学が公共性を持つというのはどういうことなのか。入学した学生はディグリーを取れる、専門知識を受けることができるというメリットがあるわけです。だけどこれは個人的メリットですよ。授業料の対価としての。にもかかわらず東京大学が公共性を持つというのはどういうことかということ、人材を社会に輩出することによって社会の問題を解決したり、社会の競争力を強めるということがあれば、これは社会的メリットなんですよ。

例えばこれは私立の早稲田大学の場合でも全く同じことであって、学校法人であっても社会的メリットが大きければ公共性があるというふうに判断できるんですよ。しかし、学校法人であっても、定員割れを起こしていて、2分の1以上の定員割れがずっと続くなっていることになったら社会的なメリットが何もないんですね。社会的に有為な人材をつくり出してるとは到底思えないわけです。そうすると学校法人であっても公共性はないのではないかというふうに言われるわけです。東京大学でも工学部の電子工学科というのは定員割れのピンチに実は来てるんですね。仮に東京大学工学部の電子工学科が大変な定員割れを何年も続けたら、その学校は公共性がないというふうに言われても仕方がないという面がなきにしもあらずなんですよ。

だから、生協は存在するがゆえに公共性があるというふうには言えないわけです。存

在するがゆえにではなくて、生協がこういうファンクションを果たした場合には公共性があるというふうに言わないと、社会的には説明できないわけです。そこのところをどう整理して書くかという話になってくるんですね。

その点と、大塚先生が問題にされたところ、つまり、生協の本質にかかわるところについてはアウトソーシングできないんじゃないかと、全くそのとおりなんですね。だけど、本質にかかわらないところだったらどんどん出していいわけですね。それを今やらんとしているのが行政の市場化テストという話ですよ。社会保険庁とかハローワークは市場化テストに出してもいいんじゃないかという議論があるし、現に検討されてるわけです。

同様に、例えば早稲田だとか法政は図書館業務を紀伊国屋に出しちゃってるわけです。これは高等教育の本質にかかわらない部分が随分あるから出しちゃってるわけです。そうすると、今度は国立大学法人の図書館業務を出してもいいんじゃないかとなったら、これも市場化テストの対象になり得ると思うんですね。しかし、大学の授業の本質的な部分というのはアウトソーシングできないですよ。それと同じで、生協の場合でも、生協の本質的な部分というのはアウトソーシングできないと考えるべきで、そこは何なのかということですよ。そこのところをきちんと整理する必要があるのかなと。一番根本的なところはそういう気がしたわけです。

今、中小企業大学校というのは全国に9つあるんですね。そのうちの1つを市場化テストに出してるんです。つまり大学校であって大学ではないんですね。学校教育法に規定する大学じゃないものですから。とって国の政策にかかわってるわけです。だけど、かかわってない部分はアウトソーシングしてもいいだろうと。例えば中小企業診断士の資格を付与するとかいうのは国の政策と非常にかかわってますから、そこはアウトソーシングできないだろうと。しかし、単なるセミナーだったら出していいんじゃないのという話になるわけです。

そういう意味で、生協の本質的な機能というのを限定的に少し整理してみて、そして存在意義を言わないと、存在するがゆえ生協は意義があると思ったら、そうではないんじゃないのという感じがするわけです。

品川委員、そういう議論というのは生協サイドでは今まであるんですか。

○ 品川委員

世界的に協同組合とは何かとか、定義は何かとか、協同組合の運営原則とは何かというのを、時代時代で何度も論議をしてまとめてきている経過はございます。そんな中で今座長がおっしゃった点ですけれども、煎じ詰めますと、協同組合の本質というのは組合員による出資と運営と利用だということ、それが組合員の手によってなされているというところにあると私は思っております。運営という場合に、生協としての方針なり計画なりの策定の意思決定というのが組合員の手で行われているというところにあると思

っています。

先ほど大塚委員が、生協の配送について外部委託をする件について御発言なさっていましたが、現実問題としては、効率のよい配送をするということで、職員による配送、配送会社に委託する部分を両方使いながら配送を行っているというのが現実でして、配送するルートを決め、そこについて委託をするということは十分にあり得るのではないかと考えております。

それから、共済代理の点についていうと、極めて具体的には、労働金庫のような、協同組合理念ということでは生協と同じくする金融機関があるわけです。全労済等もそうですけれども、そもそも生協ができてくる経過で労働組合を母体にしてできてきたという歴史的経過などもあり、その点では労働金庫などとも出発点が同じだということもあって、具体的には労働金庫との提携事業を何とかできるようにしたい。それが組合員にとっての利便・サービスにも直接つながるんだという意味で、生協側として求めている内容ということでありまして、趣旨からするとそんなことであり、協同組合のありようということから、ある意味その延長の中でこれについても考えていただきたいと思っているということでもあります。

○ 清成座長

そうしますと公共性ということとは説明しにくいですね。今のお話からしますと。つまり、組合員のためということになると非常に閉鎖的な組織になるわけですね。そうすると社会的メリットをどう説明するかと。最近の福祉事業、利用事業のように、地域社会のコアになるというのを持ち込んでくれば社会的メリットというのは説明できますよね。それと同様に、例えば購買事業等についても、どういう論理で社会的メリットというものを、安全性とかいろんな形で一般の企業に先行して商品開発をやると、それがヒットすれば当然それは普及しますよね。生協外のところに。これは社会的メリットになってきますね。そういう先端性を持っているとか、そういうような説明だと思うんですね。

○ 品川委員

公共性ということで私どもが考えているところを十分発言できませんで申しわけありません。おっしゃっていただいたように、購買生協の購買事業を通じての公共性というのはおっしゃるようなことで、生協の場合には消費者による運営ということが意思決定の基本構造としてございますから、その時代その時代の消費者問題ということが生協の事業上の商品選定ですとか、取り扱いの中身に反映した扱い方針になってくる。食品の安全性が問題になる時期ですと、生協の事業の中では先進的に、安全性をより高めた商品の取り扱いをする、そのことを多くの消費者が学習したり、お互いにお薦めし合ったりという関係の中で、それぞれの地域で商品の安全性についての見目が広がっていく。

そのことが、他の事業者が同じような商品を扱っていくことにつながっていく。そういう関係があると思うんですね。

あるいは、事業上ストレートということだけではなくて、例えていいますと、その時々々の消費者問題、最近ですと消費者契約、サービスをめぐるいろんな消費者トラブルというのがございますけれども、そうしたことについて、これは直接すぐ生協の事業ということにはなりません、組合員相互の学び会う活動だとか、地域活動という中で、組合員同士で被害に遭わない消費者になっていこうといういろんな活動がされる。あるいは、何かあったときの相談などが組合員同士でされる。そういう状態が地域で組合員の比率が増えていくと、組合員だけということだけでなしに、その地域全体で、町全体で、消費者全体がそういう消費者としての権利を具体的に知った消費者をたくさんつくっていくということにつながり、そういう点でも、公共そのものではありませんけれども、公共性を持った生協の活動という具合になっていくものだと理解しています。

○ 清成座長

つまり社会的メリットをどれだけ生み出すかと。消費者問題を先端的に、どこに問題があるかというのを発掘して、その問題解決について一石を投ずる、それがいずれ社会的に広がっていくという社会的メリットを強調するということなんだろうと思うんですけどね。

○ 小川委員

生協が60年間行ってきた事業活動、それに伴う組合員活動から派生した利用事業、自分たちが納得いく助け合いの仕組みとしての共済事業に転移してきてるんですが、生協の運営のやり方の点検とその評価をすべきではないかなど。それは何も事務方にしてもらうことではないんでしょうけれども、そこが書かれていないところが、なかなか公共性が言いづらいところかなと思います。今日私が出したペーパーの3つは、生協制度見直し検討会あてに出していますけれども、生協陣営全体にぜひ考えてもらいたい論点であると思っています。農協が中央会で果たす役割を今後どのようにというのを模索しながら来ていると思いますが、生協においても、これだけ利用事業の中で公益性の高い事業が出てくると、それをメンバーシップの問題だけではなく、人々が使えるようにしていくためにはという意味で、中間組織のあり方というふうに思っています。

しかもこれは福祉だけではなくて、金融問題も含めた、子どもの教育問題も含めた、社会問題の解決と、地域の中に外国人がとてまたくさん住むようになってきている問題として、国際問題も、外国人人権の問題も含めてどう機能していくかということに一步踏み出せるのではないかと。これだけ世界の生協ともやりとりをし、協同しているところだからということも含めて、生協陣営の中がその表現をなかなか整理できていないのではないかという意味も込めて、この3点を出させていただきました。

おっしゃるように、生協の存在だけが公共性だというふうには思っていないですが、この60年の間で、特に1985年から2000年にかけてバブル経済が非常に流動的に動いている中で、生協が果たした役割、経済合理性だけで流れていったことで地域の中での生活の不安定が起こったことに対して、生協の福祉や共済事業が生まれてきた経過を踏まえて、そのように表現させていただいたというふうに理解しています。

○ 清成座長

中間組織の問題は生協の組織の内部の話じゃないかという、どんどんおやりになればいいという、つまり法的に規定しなくてもいいわけですね。組織がこうあるべきだということを法律で規定する必要もなく、中間組織をファンクションとしてどんどんつくられればそれで済むことではないかと思うんですが、そうではないんですか。

○ 小川委員

そうは思っています。法律の中に書く問題ではなくて、ただ、行政関与の問題をどのように考えるかというのと、今回出てきた問題では外部監査の問題がありましたけれども、そういうことも含めて中間支援組織のあり方というのを、まず生協の中で議論すべきだとは思っています。行政関与の問題とリンクして考えています。

○ 品川委員

今の点で、行政関与、外部監査の件で先ほど土屋委員からも御発言がございましたけれども、農協法の場合は中央会というのが法律上も位置づけられていて、その中央会に外部監査の機能も法律上位置づけられているという構造があります。生協の場合には、農協中央会のような全国的あるいは県ごとの組織が法律上全く位置づけられておりません。したがって、全国連合会というのも共済を中心にする連合会を含めて幾つありましようか、7つ、8つ存在しているという関係ですし、法的に位置づけて行政の機能をそこに付与するというふうには生協の場合にはなかなかないと思っています。全国連合会のありようというのは生協陣営の中で自主的にやれることは幾らでもあり得るわけですが、実際にはそういう法律構造のもとで各種各様に生協、全国連合会もあるところに生協の特徴があるんだとも言えると思っております、そこは今後私どもの中でどういうふうにしていくかということだと思います。

○ 清成座長

外部監査と理事会権限の問題は連動すると思うんですけれども、これは土屋委員の御指摘のとおりなんですけれども、学校法人の場合は私立学校法を2年前に変な形で改正しちゃったんですね。理事会とか理事長の権限と責任を明確化したんですね。これはいいんですけど、理事会というのは意思決定機関なんです。同時にチェック機関なんです。

そして、理事会の中に執行メンバーがいるわけです。そこが執行を担当すると。じゃあ執行を担当するのはだれかという、理事長とか常務理事とか、つまり理事会の中心メンバーなんですね。そうすると、事実上、理事会が意思決定とチェックと業務執行と3つのファンクションを持ちちゃって、極めてあいまいな形になってるんですね。だから監事機能を強化し、かつ外部監査を義務づけてるんですよ。そこでバランスをとってるんです。だから、このチェックの仕方とか理事会権限というのは、あり方が何通りかあるように思うんですね。どこでどうバランスをとるかという話なんだろうと思うんですが、これは生協のこれまでの果たしてきた現実とのかかわりで、意思決定とチェックの問題、業務執行の問題というのは決めるべきことなんだろうと思うんです。そこは農協と違うのかもしれませんがね。

事務方にも御質問があったんですが、何か。

○ 花咲課長補佐

それでは御質問に対してお答えさせていただきます。

小川委員から、行政庁の関与の一定範囲の範囲について非常に気になるという御発言がございましたけれども、生協については自治運営が基本であるということが私どもの基本的なスタンスでございまして、それを行政庁が大きくかかわっていくというものではないというのが基本的スタンスであるということを、まず強調しておきたいと思えます。現在の規制改革の流れは事前規制から事後チェックの流れの中にあるということ、以前、座長もおっしゃっておられまして、その流れについては私どもとしてもそう思っておりますので、その基本的考え方に立って一定範囲について決めていくことが必要だと思えます。現在生協法に定められています設立の認可とか、基本的な行政庁の関与に加えて、今回の見直しについて一点だけ考えておりますのが、解散命令の事由の範囲の拡大ということでございます。解散命令というのはまさに事後チェックの最たるものだと思っております、そこについて現行法ですと、員外利用の禁止に違反した場合とか、ごく限定的な場合にのみ解散命令が認められているということから、そこについてはもう少し解散命令を出せる範囲を拡大する改正をしてはどうかと考えております。

それから、連合会の会員の出資限度の規制について、その改正の必要性についてどう考えているかという御質問がありましたけれども、資料3でございいただきましたように、現在、連合会制度というものを活用していろいろな事業の実施がされていると。生活圏とかいろいろなものの拡大に伴い、連合会が果たすべき役割は非常に増大していると思っております。そのような中で出資制限があるがゆえに、最初に連合会を設立する際の財政的な基盤なりが小さくなってしまえば、連合会の経営基盤が安定的ではなくなってしまうのではないかと考えておまして、連合会が果たす役割が増大しているという昨今の事情にかんがみまして、経営基盤を安定的にするためにこういった見直しが必要なのではないかと考えております。小川委員が御懸念の点については、事務局の方から

も何回か御説明させていただいていると思うんですけれども、民主的運営というのは生協の基本理念の部分だと思いますので、議決権の平等というのは今後ともきっちり守られる必要があると思いますし、出資口数の最高限度というのは定款の記載事項になっていると思いますので、会員間でチェックを働かせることができるのではないかと考えております。

○ 清成座長

今おっしゃったことにちょっと補足しますと、事前規制から事後チェックへというのは基本的に性悪説なんです。性善説に任せると、つまり市場に任せる、経営陣の自由度を拡大する、それで性善説に立つとどうなるかということ、あの建築の構造計算偽装、まさか審査機関が審査をさぼるなんて思ってないわけですよ。一級建築士がごまかすなどとも思ってないわけですよ。あれは官から民へという流れに沿ったものなんですけれども、その場合に性悪説に立ってルールをうまくつくらなきゃいけない。生協がうまく運営できるようなセーフティネットみたいなものをルールとしてつくらなきゃいけないわけですね。そこは行政がつくることになるわけです。そういう意味では行政の関与というのはどんな場合でも必要ではないかということなんだろうと思うんですね。民主的運営に関与するということではなくて、民主的運営がうまくいくようにルールをきちんとつくっておくということなんだろうと思うんですね。

○ 小川委員

今のはよくわかりますけれども、その他のところで、一人一票の出資口数の問題、その理由はわかっているんです。経営の安定ということ踏まえて、この間いろんな方と意見交換してきましたからわかるんですが、これしか本当に方法がないのかという意味があるのは、口数の制限を撤廃したら一票というのをどうやって担保するか、何かそこに補足はできないものかというふうには思っていますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

○ 品川委員

今の点ですけど、連合会の出資限度2分の1というのを撤廃しても、運営の原則である一人一票というのは何らいじる関係ではありません。連合会の場合ですと一人というのは一会員一票制ということを原則としますから、これは極めて当然に継続して守られていくことになりますね。ただ、連合会の場合には一会員一票制ということに加えて、一人一票制という場合に一生協の組合員の数というのを全く無視するのかというふうにと、必ずしもそうではなくて、一定範囲で組合員数に応じた議決権配分ということは、現実には連合会の議決権ということではされていまして、いずれにしても一人一票制というのを前提にした運営というのは極めて当然のこと、ましてや出資金に応じた議

決権配分なんていうことはどこからも出てこないことだと思っています。

○ 清成座長

まだまだ御意見はあろうかと思うんですが、そろそろ予定の時間が参りましたので、より一層御意見がございましたら事務局の方にお出しいただきたいと思ひますし、今日が最終の委員会ではございませんので。

それでは次回の日程につきまして事務局から御説明をお願いいたします。

○ 千田課長補佐

次回の日程につきましては11月22日水曜日、16時から18時まで予定させていただいております。開催場所等詳細につきましては後ほど改めて御連絡申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○ 清成座長

ということでございますので、御意見がございましたら、引き続き事務局の方に出していただきたいと思ひます。

○ 中村社会・援護局長

次回開催まで期間も短いものですから、追加の御意見等がございましたら、大変恐縮でございますが、できるだけ早くお願ひしたいということと、今日の御議論を踏まえまして、私どもの方も御指摘の点、あるいはもう少し明確にしなければならない点などについては努力してみたいと思ひますので、また次回、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、共済代理店のお話も出ました。この青いファイルの中には共済代理店の資料なんかも入っておりますけれども、もう一度次回その辺を整理して、また、共済代理店に限らず、御指摘のあった事項についてはもう一度資料を提出して、次回も御審議願ひたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 清成座長

それでは今日の会合はこれで終わりにしたいと思ひます。どうも皆さん、ありがとうございました。

(了)